

令和5年度鶴岡市新規創業促進助成金交付要綱

1 目的及び交付

市長は、本市産業の振興を図るため、経営知識を習得し、意欲的に事業を開始する新規創業者に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

2 定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 事業を営んでいない個人が、開業届の提出又は法人登録を行うことをいう。
- (2) 新規創業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、創業の手続を行ったものをいう。
- (3) 創業日 開業届出書で開業のあった日として届出した日又は法人登記を申請した日をいう。
- (4) 特定創業支援等事業 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第26項に規定する創業支援等事業計画に定める事業をいう。
- (5) バイオサイエンス技術を事業化する法人 バイオサイエンス分野における、市内の工業高等専門学校、大学、大学院が関わった研究シーズを事業化する者により設立された法人をいう。
- (6) 高度なデジタル技術を事業化する法人 ビッグデータ、IoT、AI、ロボット等を提供し、又はこれらにより生み出された新しいサービスを提供する法人をいう。
- (7) 事業承継等 既存事業の経営者から経営資源を引き継いで行う創業のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 創業する者が経営者の親族（3親等以内の者に限る。以下同じ。）又は法人の役員その他経営に携わる者の場合にあつては、新分野展開、事業転換、業種転換その他主たる事業を大きく変更する取組を実施するもの
 - イ 創業する者が経営者の親族又は法人の役員等経営に携わる者以外の者の場合にあつては、事業拡大、生産性向上その他新規取組を実施するもの

3 助成対象者

助成の対象となる者は、新規創業者又は新規創業しようとする者のうち、次の各号のいずれかに該当するものであつて、当該事業を単独で継続することが可能であるものとする。ただし、過年度にこの助成金の交付を受けた者を除く。

- (1) 個人事業主にあつては、次のいずれかに該当する者
 - ア 令和4年4月1日以後に市内で創業した特定創業支援等事業を受けた者であつて、令和6年2月29日までに事業開始が確実であるもの
 - イ 県外から市内に移住し、鶴岡市創業支援等事業計画に定める創業支援機関と連携した上で、令和4年4月1日から令和6年2月29日までの間に新たに市内で事業所を開設した者
 - ウ 事業承継等を行う譲受側の者で、令和4年4月1日以降に事業承継手続を開始し、令和6年2月29日までに手続を終了することが確実であるもの
- (2) 法人にあつては、次のいずれかに該当する者
 - ア 市内に主たる事業所を置き、特定創業支援等事業を受けた者を代表者とするもののうち、令和4年4月1日以後に設立され、令和6年2月29日までに事業開始が確実であるもの
 - イ 事業承継等を行う譲受側の者で、令和4年4月1日以降に事業承継手続を開始し、令和6年2月29日までに手続を終了することが確実であるもの

4 助成対象経費

助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、創業に要した経費（国、県、市その他の団体から他の補助金等の交付を受ける場合は、当該助成対象経費を除く。）のうち、次に掲げるものとする。ただし、令和4年4月1日から令和6年2月29日までの間に発生し、及び支払を完了したものであって、かつ、最も早い助成対象経費の発生日から1年以内に発生したものに限り。

- (1) 創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る費用
- (2) 店舗等借入料（契約の初月から3月分を上限とする。）
- (3) 固定電話・インターネット通信費及びキャッシュレス決済導入に係る費用（契約の初月から3月分を上限とする。）
- (4) リース料（契約の初月から3月分を上限とする。）
- (5) 事業に専用に利用する工具器具、備品及び特定業務用ソフトウェア購入費であって1組の税込み価格が2万円以上10万円未満のもの。ただし、汎用性の高い物品を除く。
- (6) 広告宣伝費
- (7) 店舗等リフォームに係る工事費
- (8) 事業に専用に利用する機械設備費（助成対象経費総額の2分の1を上限とする。）
- (9) その他創業に要するものとして市長が認める経費

5 助成金の額

助成金の額は、助成対象経費の合計額の4分の3以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、個人事業主にあつては30万円、法人にあつては50万円を上限とする。ただし、バイオサイエンス技術を事業化する法人又は高度なデジタル技術を事業化する法人で、従業員を1名以上雇用するものにあつては、100万円を上限とする。

6 交付申請

交付申請書の提出期限は、令和6年1月31日とし、添付すべき書類は、規則第3条に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 事業概要書（別記様式第1号）
- (2) 市税納付状況の照会に係る届出
- (3) その他市長が必要と認める書類

7 軽微な変更

規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、助成対象経費の合計額の2割以内の増減とする。

8 実績報告書

規則第13条第1項に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、事業完了後30日を経過する日又は令和6年2月29日のいずれか早い日とする。

9 財産処分の制限

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（単価が50万円以上のものに限る。）について、市長の承認を受けずに助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が助成金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定め

る耐用年数に相当する期間を超過した場合は、この限りでない。

10 財産の処分の承認

補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、市長に補助事業取得財産の処分承認申請書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、当該財産を処分することにより補助事業者収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

11 その他

この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年5月17日から施行する。

事業概要書

1. 申請者情報

助成対象者要件	個人 <input type="checkbox"/> 1 新規創業者 <input type="checkbox"/> 2 市内移住者 <input type="checkbox"/> 3 事業承継する譲受手	法人 <input type="checkbox"/> 4 新規創業者 <input type="checkbox"/> 5 事業承継する譲受手
ふりがな氏名	生年月日	年 月 日（満 歳）
	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> その他
住所	〒	
連絡先	TEL :	E-mail :
創業前の職業	<input type="checkbox"/> 1 会社役員 <input type="checkbox"/> 2 会社員 <input type="checkbox"/> 3 専業主婦・主夫	<input type="checkbox"/> 4 パートタイマー・アルバイト <input type="checkbox"/> 5 学生 <input type="checkbox"/> 6 その他（ ）

2. 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容、期間

支援事業者情報	創業支援事業者	
	担当者役職・氏名	
区分	特定創業支援等事業	期間又は受講・相談日
経営		
財務		
人材育成		
販路開拓		

※ 産業競争力強化法施行規則（平成26年度経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明書を添付する場合は記載不要

※ 市内移住者は支援事業者情報のみの記載で可。事業承継する譲受手は記載不要

3. 事業所情報

事業所名			
事業所所在地	〒		
起業形態	<input type="checkbox"/> 1 個人事業 <input type="checkbox"/> 2 株式会社 <input type="checkbox"/> 3 合同会社	<input type="checkbox"/> 4 合資会社 <input type="checkbox"/> 5 合名会社	
創業日	年 月 日	営業開始日	年 月 日

年 月 日

鶴岡市長

様

申請者 住 所
名称及び
代表者氏名

補助事業取得財産の処分承認申請書

年 月 日付け第 号で交付（変更）決定通知のあった鶴岡市新規創業促進助成金事業により取得した財産を次のとおり処分したいので、鶴岡市新規創業促進助成金交付要綱第10項の規定により承認くださるよう申請します。

- 1 品目及び取得年月日
- 2 処分の理由
- 3 処分の方法
- 4 取得価格及び時価